提出先 県南広域振興局長

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 5 年度)

## 1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフク	<b>ンャカイフクシホウジン ユウワカイ</b>									
法人名	社会福祉法。	:会福祉法人 悠和会									
	〒 025 - 001	3									
法人所在地	岩手県花巻	岩手県花巻市幸田第4地割116番地1									
フリガナ	セガワ ヨシ:	‡									
書類作成担当者	瀬川 芳貴	頼川 芳貴									
連絡先	電話番号	0198-32-1788		E-mail	y_segawa@ginganosato.com						

取得予定の加算について「」、取得しない加算について「x」を選択すること。 【本計画書で提出する加算】 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等ペースアップ等支援加算 (処遇改善加算) (特定加算) (ベースアップ等加算)

# 2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。 [処遇改善加算]介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること [特定加算]介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回

[全加算] 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

## (1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

の各加算の見込額を上回ること)

( ),	( ),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
取得予定の加算の合計										
令和	5	年度の加算の見込額	32,386,080	円						
賃金改割 ( <b>の加</b>	§の見 <b>算の</b> 身	33,993,874	円							

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)	要件	要件				
	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	
令和 5 年度の加算の見込額	22,321,920	円	5,532,960	円	4,531,200	円
賃金改善の見込額 ( の名加管の目込類を上回ること)	<sup>(a)</sup> 22,974,874	円	(b) 5,725,000	円	(c) 5,294,000	円

#### 【記入上の注意】

- · (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- · (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a) ~ (c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

### (3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(ン)により誓約すること。

✓ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。		
-------------------------------------	--	--

「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、 「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃 「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、 金改善所要額の総額」を除いた額と、 の額が の 額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、 詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること

要件

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5 「特別な事情 に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

# 3 介護職員処遇改善加算の要件について

# (1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

処遇改善加	口算による賃金改善の	)見込額	(再掲)		2	22,974,874 円							
賃金改善第	<b>尾施期間</b>		令和	5	年 7	月 ~	令和	6 年	6 )	月(	12 か月	)	
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手	当(新設)	7	手当(既	死存の増額		[与	□ その他	中 (		)		
	(当該事業所における	賃金改善	 きの内容の	 D根拠と	なる規則·	規程)							
	□就業規則の見直し		賃金規程			(						)	
具体的な取組	(賃金改善に関する規	定内容)	上記の根	拠規程のう	ち、賃金改善	に関する部:	分を抜き出	はすこと。	_		_		
内容		本給で一人当たり平均2%、複数シフトを勤務した職員へ「ローテーション手当」、送迎対応した職員に「送迎手当」、賞与で平均 00,000円の増額支給を実施する。											
	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。												
	(上記取組の開始時期	<b>3</b> )	⋛和	4 年	7 月	( ② 実	[施済	□ 予定	)				
・ 次の要件に「 いずれかを演	(2) キャリアパス要件  · 次の要件について該当する場合チェック(✔) し、必要事項を具体的に記載すること。加算 の事業所のみの場合もキャリアパス要件 又は のいずれかを満たすこと。  キャリアパス要件 次のイから八までのすべての基準を満たす。    加算 · の場合は必ず「該当」、加算 の場合   図   図   図   図   図   図   図   図   図												
キャリアパス							か「該当」			L	△ 該当		
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。												
	口「イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。												
/\ 1, шк	八   イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。												
キャリアパス	キャリアパス要件 次のイとロ両方の基準を満たす。 加算 の場合は必ず「該当」、加算 の場合 U 該当												
介護職	員の職務内容等を踏ま 多の実施又は研修の機	え、介護	職員と意	 見交換し	ながら、資			び、に	関する具 <sup>を</sup>			定	
								提供又は打				ŧ	
	現のための具体的な取		こ、介護権	戦員の形	力評価を	丁つ。 ≡	当該収紐(	の内容につい	で以下に	記載96	528		
組内容	!												
した上	する項目にチェック(✔) で、具体的な内容を記	إ	資格取得	のための	支援の実	施当記	亥取組の	内容について	以下に記	載するこ	٤ .		
載)		<b>✓</b>	可收亞进	ヽ. マし≐田吏	サーン欠 + セ FIT 小	マの単田台:	to.						
		1	讲修安·碑、 	ンノト祠笠	E、真恰以19	の費用負	<u></u>						
ロ イにつ	いて、全ての介護職員に		ている。										
		= <del>-</del> -∧=	***	- <b></b> -		-n	'5 ^ I <del>1</del> .\/			Г	- <del>-</del> +.\/		
キャリアパス					- // /□	加算の			··- = // 4		☑ 該当	£ ± 0	
イけてい	員について、経験若しく 					(は一定の	)基準に	基つき正期	に昇給を	判定す	る仕組み	を設	
			経験に応じ 「勤続年			どに応じて昇	昇給する何	仕組みを指す	-				
	な仕組みの内容(該当 の全てにチェック( <b>✔</b> )す )	✓	「介護福	祉士」や「		修了者」な		身に応じて昇紅図られる仕組(				介護	
		✓ <u>≥</u>	「実技試	験」や「人	事評価」な。	きを判定する どの結果に いることを要	基づき昇	給する仕組る	みを指す。カ	きだし、暑	客観的な評	価基	
	いて、全ての介護職員は	- 周知して	ている。										

キャリアパス要件 を満たす(加算 を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

## (1)特定加算のグループごとの配分要件

・ 4(1)では以下の要件を確認しており、<u>オレンジセルが「x」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。</u>

経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額 $\underline{\underline{U}$ 高いこと(A>B) (ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。 4(2)に記入)

他の介護職員 (B) の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種 (C) の平均賃金改善額の 2 倍以上であること (B-2C) (ただし、(C) の平均賃金が (B) の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。 4(1) (カ)に記入)

特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと

(A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	5,725,000						
特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	3	他の介護職員(E	3)	その他の職種の	(C)	
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 加算の配分対象とするグループに必ずチェック( <b>ノ</b> )すること	<b>✓</b>		<b>V</b>		<b>V</b>		
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	8.0	人	40.5	人	10.5	人	要件
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.5	• • •	1.0	:	0.5		华要华
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	12,392	12,392 円			4,131	円	1
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	( 1,189,610 円 )		( 4,014,935 円	)	( 520,455 円	)	
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) B 2Cを満たさない場合のみ記入				円		円	
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のが最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	うち、改善後の賃金	金	3,590,000	円	要件		•
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	均8万円以上又は	改	2	人	要件		
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業防・総合事業での重複除()	《新数(短期入所····································	予	4	か所			
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440	万円以上となる者」	を記	- 设定できない場合 <sup>-</sup>	その	理由		l
□ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。							
□ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金	きを引き上げることが[	困難	であるため。				ĺ
月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に ることが必要であり、規程の整備や研修·実務経験の蓄積など				る能力	力や処遇を明確化す		
└ □ その他(						)	ĺ

(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

## (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令	和 5	年	7 月	~	令和	6	年	6	月 (	12 <i>t</i> .	)月)				
経験·技能の ある介護職員	介護福祉	護福祉士の資格を有する者でかつ当法人に介護職員として勤続10年以上の者														
(A)の考え方	(4(1)	で(A)にチ	ェック(🗸)	がない場合	合その理	由)										
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基	基本給	□ 手	当(新設	) 🗆	手当(	既存の	増額	į) 🗸	賞与		その他	(		)	
	(当該事	当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)														
	□就	〕就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し □ その他 (														
			する規定 の旨を記載		上記の机	艮拠規程	のうち、	賃金ご	牧善に 閉	引する部	分を抜	き出すこと	。資格	i·手当等に含	めて賃金	改
具体的な取組 内容	支給時期	特定処遇改善手当として、加算の見込み状況を踏まえ支給する。 支給時期は6月・10月・12月のいずれかとする。 「経験・技能のある介護職員」:「他の介護職員」:「その他の職種」がおおよそ「1.5:1:0.5」となるように支給する。														
	前年	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。														
	(上記耳	双組の開	始時期)	令和	5	年	7 月	(	□ 実施	施済	☑ 予	·定 )				

# (3)見える化要件について

・実施する周知	方法について、チェック(✔)すること。
ホームページ	□「介護サービス情報公表システム」への掲載
への掲載	□ 自社のホームページに掲載
その他の方法	☑ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
による掲示等	□ その他 (

# 5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

# (1)ペースアップ等加算の配分要件

ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(・の合計)	円		_	
ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)				
介護	)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	3,998,000	円		
護職	うち、ベースアップ等( <u>基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ</u> )による賃金改善の見込額(年額)	3,998,000	円	( 100.00 ) %	
員	(括弧内は月額)	( 333,167 円	)		—— 要 件
そ	ii )ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	1,296,000	円		
職の種他	うち、ベースアップ等( <u>基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ</u> )による賃金改善の見込額(年額)	1,296,000	円	( 100.00 ) %	
の	(括弧内は月額)	( 108,000 円	)		

# (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5 年	7	月 ~	令和	6	年	6	月(	12 か	月)				
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給	統				n 🗸		って毎月5 当(既存の					
う給与の種類	上記以外 (必ず選択)						その他	(	100%	)					
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)														
	□就業規則	」就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し □ その他 ()													
	(賃金改善に関する規定内容) 上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。														
具体的な取組 内容	処遇改善手当	1.遇改善手当を新設													
, '	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。														
	(上記取組の	開始時	期) 令	和	4 年 2	2 月	( [	図 実施	施済	□ 予定	Ξ )				

## 6 職場環境等要件について < 処遇改善加算・特定加算 >

#### 【処遇改善加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

#### 【特定加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(🗹)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリ アアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりが い・働きがいの醸成」の<u>6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと</u>。 処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
	□ 法人や事業所の経営理念やケア方針·人材育成方針、その実現のための施策·仕組みなどの明確化
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	☑ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	□ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	回きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	□ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	□ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	☑ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員へ の転換の制度等の整備
推進	□ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	□ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による 腰痛対策の実施
腰痛を含む心	☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	□ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	□ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	□ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	□ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☑ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	□ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	□ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	□ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☑ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

## 7 要件を満たすことの確認・証明 < 共通 >

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(🗸)すること。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
□ キャリアパス要件 の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 ( 処遇改善加算 又は を取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
② 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☑ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

**令和 5** 年 **4** 月 **7** 日 法人名 社会福祉法人 悠和会

代表者 職名 理事長 氏名 宮澤 健

提出先 県南広域振興局長

# 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

#### 1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフクシホウジン ユウワカイ								
法人名	社会福祉法	社会福祉法人 悠和会							
	〒 025 - 0	T 025 - 0013							
法人所在地	岩手県花巻市幸田第4地割116番地1								
フリガナ	セガワ ヨシ	+							
書類作成担当者	瀬川 芳貴								
連絡先	電話番号		0198-32-1788		E-mail	y_segawa@ginganosato.com			

【本計画書で提出する加算】	取得予定の加算について「 」、取得しない加算について「×」を選択すること。	
福祉·介護職員処遇改 (処遇改善加算)	善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 第 (ペースアップ等立法)	,DII

## 2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること 【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること 【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

## (1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計								
令和 5 年度の加算の見込額	8,353,140 円							
賃金改善の見込額 ( <b>右側の額は加算見込額を上回る</b> こと)	10,175,258 円							

## (2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件

要件

要件

	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算
令和 5 年度の加算の見込額	5,526,612	円	1,416,180	円	1,410,348 円
賃金改善の見込額( - ) ( <b>右側の額は加算見込額を上回ること</b> )	(a) 6,914,258	円	(b) 1,780,000	円	(c) 1,481,000 円

#### 【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加昇の昇疋により実施される価値・介護職員の真金改善の兄込額を法人で計算し、且按記入96c
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- · (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉·介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- · (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

## (3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(🗸)により誓約すること。

☑ ☑ ☑ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、の額がの額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

# 3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改	善を行う賃金項	目及び方	法									
処遇改善加	1算による賃金改	善の見込額	預(再掲)		6	,914,258	円					
賃金改善実	<b>ミ施期間</b>		令和	5 年	7	月 ~	令和	6	年 6	月(	12 ħ	)月)
賃金改善を行 う給与の種類	□基本給□	手当(新設	₹) ☑	手当(既存	字の増額		与	□ そ	の他 (			)
	(当該事業所にお	ける賃金改	(善の内容の	の根拠とな	る規則・	規程)						
	□ 就業規則の見	.直し 🗹	賃金規程	の見直し	□ その	の他 (						)
  具体的な取組	(賃金改善に関す	る規定内容	子) 上記の根	拠規程のうち	、賃金改善	<b>善に関する</b> 語	『分を抜き	出すこと。				
内容	基本給で一人当たり	基本給で一人当たり平均2%、送迎対応した職員に「送迎手当」、賞与で平均500,000円の増額支給を実施する										
	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。											
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 7 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )											
(2) キャリアパス要件  ・ 次の要件について該当する場合チェック(ン) し、必要事項を具体的に記載すること。加算 の事業所のみの場合もキャリアパス要件 又は のいずれかを満たすこと。  キャリアパス要件 次のイから八までのすべての基準を満たす。												
	イ   福祉·介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。   ロ   イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。											
								部員にほ	ヨ知してし	13.		
	八 イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉·介護職員に周知している。 											
キャリアパス要件 次のイとロ両方の基準を満たす。 加算 の場合は必ず「該当」、加算 の場合は必ず「該当」、加算 の場合もいずれか「該当」												
	↑護職員の職務内? を策定し、研修の実					負しながら	、資質向	同上の目	目標及び	, [c]	関する具	具体的
				のための記 介護職員の					【は技術打 客について下			るととも
取組内	現のための具体的 <sup>が</sup> 容 「る項目にチェック	な										
( <b>v</b> ) 07	た上で、具体的な内	容	資格取得	のためのす	を援の実	:施	= 7	当該取組	の内容に	ついて下詞	記に記載	すること
を記載	)	✓	研修受講、	シフト調整、	資格取得	骨の費用負	担					
ロ イについ	ハて、全ての福祉・ク	介護職員に	周知してい	1る。								
キャリアパス		ロ両方の				加算の					☑該	
	↑護職員について、 設けている。	経験若しく 	は資格等に	応じて昇紀	合する仕	:組み又は	は一定の	基準に	基づき定	期に昇約	きを判定	する仕
		~		て昇給する 数」や「経験		どに応じて	昇給する	仕組みる	き指す。			
	な仕組みの内容(記 D全てにチェック( <b>✔</b> ニ。)		「介護福	ぶじて昇給す 祉士」や「実 ご資格を有し	務者研修	『修了者』						
		<b>✓</b>	「実技試	≝に基づき定 験」や「人事 昇給条件が明	評価」なる	どの結果に	基づき昇	昇給する1	仕組みを打	旨す。ただ	し、客観	的な評
	ハて、全ての福祉・1	介護職員に	周知してい	13								

キャリアパス要件 を満たす(加算 を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者以らの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

# (1)特定加算のグループごとの配分要件

・ 4(1)では以下の要件を確認しており、<u>オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。</u>

経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。 4(2)に記入) 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B 2C)

(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)

特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

(A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

		1				
1,780,000	1,780,000 円					
	経験・技能のある障 害福祉人材(A)			その他の耶	<b>能種(C</b>	C)
<b>✓</b>		<b>V</b>		<b>✓</b>		
2.0	人	12.7	人		2.2	人
		1.0			0.5	
16,667	円	8,333	円	4,167		
( 400,000 円	)	( 1,270,000 円	)	( 110,000	) 円	)
			円			円
 ン)のうち、改善後の賃	金	2,890,000	円	要件		
東中均8万円以上又に	<sup>2</sup> 均8万円以上又は改			要		
事業所数		2	か所			
- 440万円以上となる者	香」を	設定できない場合	<b>きそ</b> (	の理由		
で賃金を引き上げることだ	が困	難であるため。				
			าธา	能力や処遇を明	仴確	
	経験・技能のある 害福祉人材(A) 2.0 2.0 16,667 (400,000 円 C)のうち、改善後の質 領平均8万円以上又に 事業所数 4440万円以上となる者で賃金を引き上げることに事業所内の階層や	経験・技能のある障害福祉人材(A)  2.0 人  2.0 人  16,667 円 ( 400,000 円 )  C)のうち、改善後の賃金 領平均8万円以上又は改 事業所数  4440万円以上となる者」をで賃金を引き上げることが困 、上に事業所内の階層や役職	経験・技能のある障害福祉人材(A) (B) (B) (C) (C) のうち、改善後の賃金 (A00,000 円) (1,270,000 円	経験・技能のある障害福祉人材(B)	経験・技能のある障害福祉人材(A)	経験・技能のある障害福祉人材 (B) その他の職種(

(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

# (4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

実施期間	令和	5	年 7	7 月 ~	令和	6	年	6	月 (	12 か	·月)									
経験・技能の ある障害福祉 人材(A)の考	·介護福祉士 ·勤続10年以												責任者							
え方	(4(1) で(A)	にチェッ	ク(🗸)か	ない場合そ	の理由)															
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本絲	合 🗆	手当	i(新設)	□ 手当	(既存の	の増額	) 🗸	賞与		その他	(		)						
	(当該事業用	折におし	て賃金	<b>è</b> 改善内容	8の根拠とな	なる規則	測∙規種	呈)												
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (										)									
具体的な取組	(賃金改善) 改善を行う場				記の根拠規利	呈のうち	、賃金	改善に	関する	部分を抜	き出すこ	と。資格	·手当等に	含めて質	賃金					
内容	特定処遇改割 支給時期は6 「経験・技能の	月·10月	12月0	ついずれか	とする。			の他の	)職種」	がおおよ	そ「2:1:0	).5」とな	るように支糸	合する。						
	前年度に	提出し#	き計画書	から変更か	がある場合に	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど								- ìど明確にすること。						
	(上記取組の	の開始	時期)	令和	5 年	7 F	] [	実力	施済	☑ 予:	定 )									
L (3)見える(	,		時期)	令和	5 年	7 F	( [	実力	施済	☑ 予:	<b>È</b> )									
(3) <b>見える(</b> ・実施する周知	と要件につ	いて				7 F	] (	実力	施済	☑ 予:	定 )									
	<b>と要件につ</b> 方法につい	<b>いて</b> て、チェ	ック(🗸	)すること。			( [	実力	施済	☑ 予:	定 )									
・実施する周知	<b>と要件につ</b> 方法につい	<b>いて</b> て、チェ 祉サーt	ック( <b>/</b> ごス等情	)すること。 報公表検索			( [	実施	施済	☑ 予:	定 )									
・実施する周知ホームページ	大要件について 方法について 「障害福」 自社のが	<b>いて</b> て、チェ 祉サーt ホームペ	ック( <b>✔</b> ごス等情 ージに排	)すること。 報公表検案 引載		)掲載		実力	施済	☑ 予:	定 )									

# 5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

## (1)ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(<u>基本給又は決まって毎月支払われる手</u> 当の引上げ)に充てられる計画になっていること

ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	1,481,000	円			
ベー	スアップ等による賃金改善の見込額					
福祉	)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	1,313,000	円			
職· 員会	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	1,313,000	円	(	100.00 ) %	
<sup>貝</sup> 介 護	(括弧内は月額)	( 109,417 円 )				—— 要 件
そ	ii )ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	168,000	円			
職の 種他	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	168,000	円	(	100.00 ) %	
0	(括弧内は月額)	( 14,000 円	)			

## (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5	年	7	月 ~	令和	6	年	6	月 (	12 か月	)				
賃金改善を行	ベースアッフ (必ず選択		基	基本給		決まって る手	毎月支 当(新		ı		って毎月支持 当(既存の:					
う給与の種類	上記以外 (必ず選択		手当	当(新設	₹) 🗆	手当(	既存の	増額)			賞与	<b>V</b>	その他	(	100%	)
	(当該事業)	折にお	ける貨	<b>重金改</b>	善の内	容の根拠	となる	見則·共	見程)							
	□就業規	則の見	直し	$\checkmark$	賃金規	程の見直	<u>ا</u> ل [	その	他	(						)
具体的な取組	(賃金改善	こ関す	る規定	E内容	) 上	記の根拠規和	星のうち、	賃金改	善に関す	する部分	た抜き出すこと	<u>.</u> .				
内容	処遇改善手	<b>心遇改善手当を新設</b>														
	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。															
	(上記取組)	の開始	時期)	令:	和	4 年	2 月	) [	三実施	施済	□ 予定	)				

### 6 職場環境等要件について < 処遇改善加算・特定加算 >

【処遇改善加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(🗸)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。 (ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

## 【特定加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(レ)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。

なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の 実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容	
	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しよる る者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメン	
資質の向上や キャリアアップ	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入	
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
両立支援·多	」 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員 転換の制度等の整備	一
様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	
作進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
<u></u> '	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	
	福祉·介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研による腰痛対策の実施	开修等
腰痛を含む心	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実	_ €施
身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	<u> </u>
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外・ 務の提供)等による役割分担の明確化	の業
善の取組	5 S 活動(業務管理の手法の1つ。整理·整頓·清掃·清潔·躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉·介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やま 一学の改善	支援内
やりがい・働き	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
がいの構成	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	
	)期間中の実施が困難な場合 双組実績がある項目にチェック( <b>レ</b> )すること。 理由:	

# 7 要件を満たすことの確認・証明 < 共通 >

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(🗸)すること。

	確認項目	証明する資料の例
$\checkmark$	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<b>\</b>	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓	キャリアパス要件 の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 ( <b>処遇改善加算 又は を取得する事業所がある場合のみ</b> )	資質向上のための計画
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	
$\checkmark$	労働保険料の納付が適正に行われています。	方割体映影像成立庙、唯足体映料中古 圭
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管してい ることを誓約します。

 令和
 5
 年
 4
 月
 7
 日
 法人名
 社会福祉法人 悠和会
 代表者 職名 理事長
 氏名 宮澤 健